

奈良県告示第三百六十七号

奈良県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成二十一年三月奈良県条例第五十号）第三十条第一項の規定により、特定希少野生動物植物カシミサンショウウオ保護管理事業計画を定めたので、同条第四項の規定によりその概要を告示し、当該保護管理事業計画を奈良県くらし創造部景観・環境局自然環境課において一般の閲覧に供する。

平成二十五年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 対象とする種

カシミサンショウウオ（サシショウウオ科）

二 事業の目標

本種が生息できる水域の保全及び新たな水域の創出を行うとともに、生息条件を満たしている里山の開発制限並びに放置された里山の修復及び管理を行うことにより、危機的状況にある個体群を保全することを目標とする。

三 事業を行う区域

県内の本種の生息する地域又は生息の可能性がある地域（主として県北部の丘陵地）とする。

四 事業の内容

事業計画は、次のとおりとする。

1 室内実験

大学等の研究機関との連携による生活史及び生息に適した環境条件の解明に向けた飼育技術の確立

2 奈良公園での活動

本種の調査実績のある保護団体との連携による水域の水源確保及びモニタリング

3 矢田丘陵での活動

大学等の研究機関との連携による里山修復活動

4 その他の地域での活動

地域の各種団体、学校、企業等との連携による新たな生息場所の確保のための現地調査

5 啓発活動

パンフレットの配布、観察会、講演会等の実施による県民への啓発